

# 公益社団法人 国際化粧品療法協会

## 定款施行規則

2022年1月26日

### 第 1 章 総 則

#### (目 的)

##### 第1条

この施行規則は、公益社団法人国際化粧品療法協会定款（以下「定款」という。）を受け、公益社団法人国際化粧品療法協会（以下「本会」という。）事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

#### (会 章)

##### 第2条

本会 会章を別図第1のとおり定める。

### 第 2 章 会 員

#### (入 会)

##### 第3条

定款第5条に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第1号様式のとおりとする。国際化粧品療法協会ホームページ上で電磁的に申し込む場合も、この様式と同一の入力項目を設定する。

2 定款第5条に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式のとおりとする。国際化粧品療法協会ホームページ上で電磁的に申し込む場合も、この様式と同一の入力項目を設定する。

#### (名誉会員)

##### 第4条

定款第5条に規定する名誉会員は、別に定める名誉会員に関する規程に基づき代議員会において推薦されなければならない。

### **(正会員の入会金及び会費)**

#### **第5条**

定款第6条1項に規定する正会員の入会金及び会費に関しては、別に定める会員規程によるものとする。

### **(会員名簿)**

#### **第6条**

会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があった時には遅滞なく事務局に届け出なくてはならない。

2 本会は会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

### **(退 会)**

#### **第7条**

定款第7条に規定する退会届はホームページ上で手続きを行う。

### **(会員情報の保存、抹消及び無効化)**

#### **第8条**

会員が定款第7条により任意退会した場合、本会はその者の基本情報及びその者が本会在籍時に保有していた会員番号、会員履歴、研修教育履歴等の付帯情報を会員名簿に保存し、再入会時には復元できるものとする。

2 会員が定款第8条により除名された場合、その者の一切の会員情報を会員名簿から抹消する。

3 会員が定款第9条第1号により会員資格を喪失した場合、その者の基本情報は会員名簿に保存するが、その者が本会在籍時に保有していた会員番号、会員履歴、研修教育履歴等の付帯情報はすべて無効化する。

### **(会員資格を喪失した者の再入会)**

#### **第9条**

定款第9条第1号により会員資格を喪失した者が再入会しようとするときの手続きは次のとおりとする。

- (1) 過去において支払われなかった会費と同等の額を再入会手数料として支払う。
- (2) 第3条に規定する入会の手続きを行う。

- (3) 会員規程第3条第1項に規定する入会金を支払う。
  - (4) 会員規程第3条第1項に規定する当年度の会費を支払う。
  - (5) 第1号から第4号の手続きを経た上で理事会による入会審査を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員資格を喪失した年度に連続する次年度の4月1日から5月31日までの間に前項の第1号と第4号を実行した場合には、再入会手続きの特例として第2号、第3号及び第5号を免除し、且つ第8条第3項に規定する付帯情報の無効化を行わない。

## 第 3 章 代議員

### (職 務)

#### 第10条

定款第11条に規定する代議員は、代議員会を構成する一員として、代議員会の議決権を行使する。

2 代議員は、審議の充実と向上を図るため、代議員会への事実上の出席に努めるものとする。

3 代議員は、正会員から選出された代表者として、本会の会務運営について代議員会の場で意見をすることができる。

### (代議員の構成比)

#### 第11条

代議員の構成比は、医師、医療関連職種、関連団体・企業・その他でそれぞれ3分の1ずつとし、前項で定めた代議員の定数が3で割り切れない場合は、3で除した数を四捨五入した整数を医師及び医療関連職種にそれぞれ割り当て、残りの数を関連団体・企業・その他に割り当てることとする。

## 第 4 章 代議員会

### (代議員会の種類)

#### 第12条

定款第16条に定める代議員会のうち、定時代議員会として毎年1回開催する。

2 前項以外の代議員会を臨時代議員会とし、必要がある場合に開催する。

#### (議決権行使に関する基準日)

#### 第 13 条

当該事業年度の末日現在における代議員を、当該事業年度の終了後に招集される定時代議員会及び翌事業年度中に開催される臨時代議員会に関して議決権を有する代議員とする。

#### (代議員会への出席)

#### 第 14 条

代議員は、代議員会開催の日時直前の業務時間終了時まで、代議員会への出席を本会で定めた書面をメールにて本会へ送信することとし、その書面は別記第 3 号様式のとおりとする。国際化粧療法協会ホームページ上で電磁的に連絡する場合も、この様式と同一の入力項目を設定する。

## 第 5 章 役員等

#### (役員)

#### 第 15 条

定款 24 条 第 1 項により、理事は 3 名以上、監事 1 名以上とする。

2 理事のうち、1 名を会長、1 名を理事長、2 名以内を副理事長、2 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって法人上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長及び常務理事をもって同法 第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

#### 第 16 条

役員は、代議員会の決議によって選出する。

2 会長、理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中からを選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者

その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (書面等による会議)

#### 第17条

理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、書面等により議決を行うことができる。

#### (専決事項の処理)

#### 第18条

事項が緊急を要し、理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、理事会の議決に代わって、会長（代表理事）が専決処理をすることができる。

2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

## 第6章 施行規則の変更

#### (規則の変更)

第19条 この施行規則は、理事会の議決によって変更することができる。

## 附 則

1. この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2. この規則は、2022年1月26日から施行する。

別図第1（第2条関係）

会 章



C A R E M A K E

**【ICA 正会員入会申込書】**

**年度：第 期**

公益社団法人国際化粧品療法協会（ICA）

会長 大石華法 殿

貴法人の理念及び目的に賛同し、\_\_\_\_\_年度の正会員になることを希望いたします。

ふりがな		ふりがな	
氏名		勤務先 (所属先)	
住所	〒 _____		
電話番号			
E-mail			
国家資格	医師免許（ある・なし） 専門：	医療資格（ある・なし） 専門：	
推薦者	推薦者（正会員）の氏名をご記入ください。		

**【反社会的勢力排除に関する誓約】**

私は、現在および過去に暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、貴法人が定める定款及び諸規定を遵守いたします。

\_\_\_\_\_年 月 日 署名（押印不要）\_\_\_\_\_

**【その他】**

- ・ 本申込書のご提出後、理事会の承認手続きを経た後、事務局よりご連絡をいたします。
- ・ お申し込みいただきましても、正会員試験に合格(満点)されない方、及び理事会の承認を得られなかった方につきましては、正会員になっていただくことが出来ませんこと、予めご了承ください。
- ・ 承認されない理由につきましては、いかなる場合も開示できませんこと、併せてご了承ください。
- ・ 正会員承認された方につきましては、ICA 正会員関連担当者より、別メールにて、今後の流れについてのご連絡をいたします。

**【ご提出先】**

公益社団法人国際化粧品療法協会 事務局（正会員関連担当）

E-mail : [member@caremake.or.jp](mailto:member@caremake.or.jp)（※本書は PDF にて、左記メールアドレス宛にお送りください。）

## 賛助会員入会申込書

年 月 日

公益社団法人国際化粧品療法協会

会長 大石 華法 殿

【賛助会員口数】 一口 200,000円 × \_\_\_\_\_ 口 = \_\_\_\_\_ 円

【申請者情報】 ※全て必須記載

会社名 団体名	フリガナ	
	®	
業種 (いずれかに○)	製薬企業 ・化粧品企業 ・その他業種 ( )	
本拠点 所在地	〒	
実務担当者	氏名	役職
	部署	
	TEL	FAX
	E-mail	
通信欄		

※ ご記載いただきました個人情報につきましては、本法人の会員管理に限り利用させていただきます。

※ **本書はPDF形式にて、下記メールアドレス宛にご返送願います。**

※ お振込依頼書は、本書をお送りいただきました後、メールにて送付させていただきます。

【公益社団法人国際化粧品療法協会 事務局】

ご返送先 (E-mail) : office@caremake.or.jp



公益社団法人国際化粧品療法協会 令和〇年度 定時代議員会

**出席通知**

私は令和〇年〇月〇日開催の定時代議員会に出席して議決権を行使します。

令和 年 月 日

会員番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**注意**

※〇月〇日（〇）〇時〇分までに協会事務局にメールで送信してください。

※本「出席通知」と並んで、「委任状」若しくは「議決権行使書」、あるいはその両方が提出された場合は、本「出席通知」が優先され、「委任状」や「議決権行使書」は無効となります。

公益社団法人 国際化粧品療法協会

---

〒541-0045 大阪府中央区道修町1-7-11

公益社団法人国際化粧品療法協会 事務局

Mail : office@caremake.or.jp